

令和5（2023）年9月

保護者様

みよし市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の学校における臨時休業基準変更について
（お知らせ）

平素から本市の教育活動に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が、感染症法上5類感染症に移行され、4か月が経過しようとしています。今後も感染拡大を防止していくため、学校において時々の感染状況に応じた感染対策を講じながら学校での教育活動を進めてまいります。

さて、先日、愛知県教育委員会より臨時休業基準の見直しについて指導がありました。今後、みよし市教育委員会は、衣浦東部保健所及び学校と連携し、下記の基準に基づいて臨時休業の判断・実施をしてまいります。

記

臨時休業の判断基準

【臨時休業（学級閉鎖）】（土日祝を含めた3日を基本とする）

（1）判断基準

- ア 「クラス構成員の30%の欠席」がいるとき
（欠席者は、感染者及び未診断の風邪等の症状を有する者も含む）
- イ その他、市教育委員会で必要と判断したとき

（2）期間

土日祝日を含めた3日間を基本とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症感染者とインフルエンザ感染者が混在している場合は4日間を基本とする。